

第6回(仮称)津山圏域クリーンセンター技術審査委員会 議事録(要旨)

第2回技術審査委員会以降は、技術ヒアリング等における非公開情報に基づく議論が多く含まれます。議事録要旨を作成し、公開を行うこととしました。

- 1 日時:平成21年度5月30日(土)10時00分～14時00分
- 2 場所:新大阪丸ビル 新館202号室(大阪市東淀川区西中島1-18-23)

3 出席者

審査委員	酒井伸一	京都大学環境保全センター教授(委員長)
	森住明弘	NPO 法人 大阪ゴミを考える会理事長(副委員長)
	浦邊真郎	福岡大学大学院工学研究科客員教授(委員)
	藤原健史	岡山大学廃棄物マネジメント研究センター教授(委員)
	近藤正昭	近畿合同法律事務所弁護士(委員)
	岩永宏平	(財)日本環境衛生センター環境工学部部長(委員)
オブザーバー	栗原英隆	(社)全国都市清掃会議技術部長
事務局	中山 満	津山圏域資源循環施設組合 副管理者
	吉田幸信	// 事務局長
	村上祐二	// 事務局次長
	岡 完治	// 総務課長
	竹本秀彰	// 施設課参事
	河島邦生	// 施設課参事
	永禮 治	// 施設課参事
	原田浩司	// 施設課参事
	定森正之	// 施設課主査
	林田耕作	(社)全国都市清掃会議 技術部課長
	岩脇成彦	コンサルタント
	奥野達也	コンサルタント

4 議事要旨

ごみ処理方式、事業方式の評価を確定するため、総合的な審議を行った。ごみ処理方式の評価点について大きな開きを生じたところは、見直しをできるものとした。

(1) 議事録確認、各報告を受けての確認事項

- ・ 議事録における情報公開について、原則として津山市の情報公開の運用基

準により判断するが、基本的には企業名は非公開とし、数値等については、各メーカーの非開示要望のものについて非開示とする。

- ・ 技術審査委員会は、専門的な視野から真摯に議論を進めているが、最終的に技術選択をするのは地域であることより、地元の意向を反映させるため、建設検討委員会からの配点を尊重する。

(2) 可燃ごみ処理方式の評価基準・評価結果の修正箇所について

- ・ 前回の審議において指摘された事項について修正を行った箇所について説明を行った。前回提示したシナリオ分析資料を精査し、事業方式について他都市の先行事例、全都清の報告書を参考にし、総合的な検証システムについての検討を加えた。
- ・ 予定価格等の設定は、従前はプラント企業の見積りを主として扱ってきたが、基本的にはやめて、過去の実績から、データ等を国がまとめている。そのデータ等を活用しながら適正な価格を算出するよう契約の手引き等にも示されている。データベースを活用し事業の評価検証に役立てていくことが必要不可欠かと思われる。
- ・ 専門的な知識経験が非常に重要なファクターとなる。計画段階、発注段階、建設段階、竣工前の引き渡し性能試験、瑕疵担保期間中等において検討助言が行える実施組織の形成が非常に重要となる。

(3) 技術審査委員会委員からの指摘事項に対する回答について

委員からの指摘事項に対する見解について審議を行った。廃ガス量の差、ストーカ・セメント原料化におけるダイオキシン評価、運転条件の差異（発電量の差）、ごみ質条件の差異、助燃必要カロリーの差異、処理不適物の計上、処理不適物の量、1炉間欠運転した場合の助燃量、受注実績の扱い、主灰の処理金額換算（乾物ベースと湿ベースの差）、DBOにおける交付金等、総ダイオキシン量、シャフト式の熔融飛灰の数値、A社の発電量について事務局より説明、審議を行った。

(4) ごみ処理方式の評価採点結果一覧表について

- ・ ごみ処理方式の評価採点結果一覧表について、点数を確定することに向けた総合的な審議を行った。
- ・ 建設検討委員会13名の総意としては、安全性に若干重みを置き226点、経済性に若干重みを置き223点と、それに対応して、エネルギーの有効利用性は170点、再資源化性は181点という結果が出ている。環境保全性とか安全性に相当重みを置かれる配点者の方、その一方経済性に相当重みを置かれる

配点者の方、結局そこに評価の重点の置き方というところが如実に表れていると思われる。この見解を踏まえ、地元の意向を尊重することとして配点を決定した。

- ・ 結構差の開いている指標もあるから、これを合意点まで持って行くのは難しいのではないと思われる。あるいは6人の平均点というところでいくか、個別の点数を最後まで残すかその二つの選択肢だと思う。
- ・ ある種の行政の手続きの中で、どちらにいくべきかは決めることはできない。であれば、両方残しておき、そのゆらぎを含めながら、どの方式かということをごここで審議することを考えておかないといけない。
- ・ 今後、入札という行為もある。だから例えばAとBの2つがあって、Aがいいから、Aで評価するということはできない。AとBの両方をにらみながらどうしますかと、こういう判断にならないといけない。最終的には評価のこのAとBというものは残さないといけない。6人の先生方の得点を最終的に残すかどうかであるが、個人名は①、②、③、④、⑤、⑥として、評点は残すという方向で整理を行う。集計表は、一番右端にまだそこに平均点処理していいと思うが、個別評点は残す。
- ・ 定量評価であっても、一定のそれぞれの専門家の見解があってもよいという見地から事務局案通りに付ける必要はない。
(排ガス量について)
- ・ 空冷式の場合、排ガス量が相当多いが、空冷壁のところをはずせば他社と同等である。
(ダイオキシン量について)
- ・ ダイオキシン量について、排出量は方式によらずほぼ同じである。ストックホルム条約の国内実施計画を加味して最終的に評点を判断する。
(CO₂について)
- ・ 灯油の使用量が大きく影響するが、定格運転の場合、不要という回答もあるので考慮する。
(再資源化について)
- ・ 熔融炉のメタルは銅を含んでいるためカウンターバランスの評価しかなく、ストーカ炉からの残渣に比べ安価である。
(DBOについて)
- ・ VFMを検討してDBOが良いというシナリオではなく、国のデータベースの整備や状況、自治体アンケート等を基に、もう少し厳密なシナリオを検討する。
- ・ 事業リスクと関連して、「長寿命化」に向けた考え方、大規模修繕の中で、今回のDBOの修理の対象、修繕に対して大規模な場合は交付金を使える場合、全部民間と契約して支払いの構造を作ってもDBOの中では使え

ないと思われる。国の動向を見ながらDBOの要求水準書に求める要求についてどういうシステムを採用するか、バランスがとれた方法を検討したほうがよい。

(検証システム)

- ・ 時系列的な事業の検証システムを構築する必要がある。運転管理コストは、ごみ質論議によるお互いの不整合が生じることがある。年間のごみ質変化を正確に通したところで、年次性能確認試験的な概念を盛り込む必要があり、長期包括契約のある種の見直し、お互いの立場を尊重して真摯に議論できるプロセスを内在させる必要がある。一年間の性能確認試験を終わった段階で本当の長期契約を交わされたらどうかと考える。
- ・ 事業開始してから定期的に第三者に、環境だけでなく事業運営的な要素、ある会社と外部監査役という形で契約後、別途第三者のコンサルタントに定期的な監査をお願いするパターンとなる。
- ・ 民間事業者と管理する組合側の技術力が同じでないといけない。そのためには第三者で監査をして運転していく人と肩を並べながら一緒にやっていくことが大事である。
- ・ 外部監査側も確たるモデルを持っているわけではない。このため協働のスタンスも重要である。

(5) 答申案についての審議

答申、答申案

- ・ 1 ごみ処理方式は「ストーカ・セメント原料化方式」が最も適している。
- ・ 2 事業方式は「DBO方式」が総合的に望ましい。
- ・ 二番目に審査経過と付帯意見を付ける。

(ごみ処理方式の最終評価採点結果を配布し確認する)

答申案の修正確認は、委員長に任せる。最終案については、各委員に確認を取る。

以上